

秋田市地域公共交通協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第7条の規定により、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 「秋田市公共交通政策ビジョン（仮称）」（以下「ビジョン」という。）の作成および変更に関する事項
- (2) ビジョンに係る事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- (4) 市運営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(議事)

第3条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 学識経験者として委嘱された委員以外の委員は、協議会に代理人を出席させることができる。

(特別の議決)

第4条 第2条第1号および第2号に掲げる事項において、議決を要する事項については、出席委員の3分の2以上で決する。

(協議結果の取扱い)

第5条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(分科会の協議結果の取扱い)

第6条 秋田市地域公共交通協議会設置要綱第6条に定める分科会において協議が整った事項については、協議会の議決事項とする。この場合において、分科会会長は、協議会に当該協議の結果を報告するものとする。

(経費)

第7条 協議会の経費は、負担金、補助金およびその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成および現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(報償)

第9条 委員等は、会議に出席したときは報償金の支給を受けることができる。

2 前項に定める報償費の額ならびにその支給方法は、会長が協議会に諮って定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月28日から施行する。